

## 沼津市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運營業務委託

### 契約候補者選定に係るプロポーザル 公募仕様書

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症予防として今春より国民へのワクチン接種が進められるが、住民接種事業の実施者となる地方自治体には保管の難しいファイザー社製ワクチンから供給が始まっている。本市では、当該ワクチンが超低温管理を要することや市民への接種の早期完了を目指す必要性を踏まえ、市の中心部に位置する大規模展示ホール・キラメッセぬまづ（多目的ホール）を集団接種会場とし、集中的に接種を行っていくこととしている。

ワクチンの供給スケジュールが定まっておらず国の施策も刻々変化する中、大半の市民への接種が短期間で求められているが、このような流動的な環境下において市は沼津医師会等関係団体との調整を行いながら、ファイザー社製以外のワクチン種も含んだ市民全体への接種の具体的方法について随時検討と実施体制の確立を進める必要がある。

一方、ファイザー社製ワクチンによる市民接種を大きく進めるための要となる集団接種会場は、効率的なオペレーション及び期間内の習熟メリットを見込み、多数の来場者のある催し等の運営経験のある事業者に委託することで、自律的に運営できる体制を確保する。

#### 2 契約期間

##### (1) 契約締結日から令和3年9月30日まで

本市のキラメッセぬまづでの集団接種は4月から医療従事者を対象に開始される予定だが、65歳以上高齢層から優先的に始まる市民向け集団接種期間と見込む5月から9月末の当該会場運営を委託するものである。

##### (2) 集団接種会場の運営期間

個別に提供する想定運営カレンダーのとおり。一日の運営時間は曜日により運営時間が異なり、運営時間の前後に設営・撤去を行う。曜日別の運営時間は以下のとおり。

以下の運営時間は、非接種者の体調不良のほか不測の事態により、やむをえず延長する場合があります、都度柔軟に対応するものとする。

曜日	運営予定時間
平日・平日（祝）・土曜日	14時～17時30分
日曜日	①9時～12時30分 ②14時～17時30分

なお、本市へのワクチン供給量の見通し等から市民向け接種期間であっても一部を市の直営とすることも想定されるため、委託による運営日については段階を追って順次固めていく。現時点の想定は運営カレンダーのとおり。

### 3 業務項目

主な内容は以下のとおりであるが、各詳細については別に示す「運営マニュアル（案・随時更新）」を参照とすること。

#### （1）設営・撤去等

委託運営日において、開始前の会場設営、運営中の備品・消耗品の整理や補充等、運営終了時の撤去を行う。

#### （2）運営

委託運営日において会場運営を行う。受託者手配人員のうち各エリア主要スタッフ等はトランシーバーなど同時性の高い連絡手段を使用し、統制する。

なお、接種や被接種者健康観察等に関与する医療従事者は受託者ではなく市の調整責任下に入る。（接種エリア医師・注射看護師、予診票確認看護師・注射後経過観察看護師等・保健師等）

#### （3）運営開始時の全体ミーティングを主催する。

委託者と連携し、当日の全体ミーティングを行う。

#### （4）会場管理者（指定管理者）との調整

委託運営時に都度発生する連絡調整について随時対応する。

#### （5）運営記録の作成・受託者スタッフへの周知

運営日毎の記録様式（運営日誌）を作成し、委託運営日については毎日の記録つける。

#### （6）運営に必要な案内看板作成

委託者との協議により、看板や案内表示を作成（デザイン含む）する。

#### **(7) 運営マニュアルの更新**

委託者が発注以前に作成・更新している運営マニュアル（案）について、契約期間中は受託者が更新する。

運営マニュアルは、会場レイアウト、人員配置、一日の流れ、想定QA、連絡体制、委託者受託者役割分担等からなるものを基本とするが、委託者との協議により最新の対応情報や工夫等を随時反映、追加、編集する。

### **4 再委託について**

再委託は、再委託先及び再委託内容等についてあらかじめ市の承諾を得た場合のみ可能である。

また、受託者は再委託先に対して本契約において受託者が負う責任と同等の義務を負わせるものとし、受託者は本契約の履行における再委託先の行為について再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

### **5 委託者の担任範囲（参考）**

以下に該当するものは市が担当し責任を持つ。

- ①キラメッセぬまづの接種会場予約
- ②医療従事者との調整、マスコミ等の対応
- ③急病人の対応等医療措置

### **6 支払いにおける注意事項**

一度委託運営が決定した日について、ワクチンの入荷がされなくなった等の不測の事態から取りやめることとなった場合（市直営に変更する、またはキラメッセぬまづでの集団接種そのものを中止する）の受託者が準備に要した経費については、双方の協議とする。

### **7 成果品**

- ①沼津市業務委託完了届
- ②委託運営日の全日分の運営日誌
- ③運営マニュアル
- ④記録写真一式